

議員立法

「児童扶養手当法等の一部を改正する法律案」

我が国の「ひとり親家庭等の相対的貧困率」が OECD 諸国の中で最悪であることや、ひとり親家庭において進学希望が実現できていない現状があることに鑑み、「貧困の連鎖」を断ち切るために、ひとり親家庭等の子どもが大学等に進学しやすくなるよう支援するとともに、多子のひとり親家庭の生活支援を拡充し、あわせて、ひとり親家庭等の家計の安定を図る。

法案概要

① 児童扶養手当・遺族基礎年金等の支給対象等の拡大(20歳未満の学生等を追加)

現行の支給対象に、「20歳未満で、大学の学生、専修学校の生徒その他の政令で定める学生又は生徒である者」を加える。

※現行は、「18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者又は20歳未満で政令で定める程度の障害の状態にある者」

② 児童扶養手当の多子加算額の増額(第2子5千円・第3子以降3千円→第2子以降1万円への増額)

児童扶養手当の第2子以降の加算額を1万円に引き上げる。

③ 支払回数数の増加

年3回の支払を毎月支払とする。

政府案との対比

政府案		議員立法
現行通り	支給対象の拡大	20歳未満の学生等を追加
第2子 : 1万円 第3子以降 : 6千円	多子加算の増額 ※現行 : 第2子5千円・ 第3子以降3千円	第2子以降 : 1万円
導入	多子加算に対する年収に 応じた支給額の逡減・ 物価スライドの適用	導入せず
現行通り	支払回数 ※現行 : 年3回	毎月支払